## 入 札 公 告

加茂警察署みの太田駅北交番他16施設で使用する電気の調達(単価契約) に関する一般競争入札公告

加茂警察署みの太田駅北交番他16施設で使用する電気の調達(単価契約)について、一般競争入札を行うので、岐阜県会計規則(昭和32年岐阜県規則第19号。以下「規則」という。)第127条第1項の規定により公告する。

令和4年12月22日

岐阜県加茂警察署長 柴田 英樹

## 1 一般競争入札に付する事項

(1) 調達物品等の名称及び数量

加茂警察署みの太田駅北交番他16施設で使用する電気の調達 (単価契約)

施設名	住 所	契約予定電力	予定数量
みの太田駅北交番	美濃加茂市大手町1-3	従量電灯C 13kVA	17,840 kWh
下米田駐在所	美濃加茂市下米田町西脇 153-1	従量電灯B 30A	2,280 kWh
神渕駐在所	加茂郡七宗町神渕 9910-2	従量電灯B 30A	1,770 kWh
蜂屋交番	美濃加茂市蜂屋町上蜂屋 3660-2	従量電灯B 60A	8,630 kWh
加茂野駐在所	美濃加茂市加茂野町今泉 428	従量電灯B 60A	4,520 kWh
東白川駐在所	加茂郡東白川村神土 574-3	従量電灯B 50A	4,240 kWh
黒川駐在所	加茂郡白川町黒川 128-3	従量電灯B 50A	5,910 kWh
山之上駐在所	美濃加茂市山之上町 2541	従量電灯B 30A	2,630 kWh
蘇原駐在所	加茂郡白川町赤河 1570-7	従量電灯B 40A	2,410 kWh
川辺交番	加茂郡川辺町中川辺 169-3	従量電灯C 8 kVA	6,590 kWh
		低圧電力 5 kW	4,770 kWh
久田見駐在所	加茂郡八百津町久田見 2746-3	従量電灯C 12kVA	5,240 kWh
八百津交番	加茂郡八百津町八百津 3902-2	従量電灯C 15kVA	10,880 kWh
白川駐在所	加茂郡白川町河岐 720-6	従量電灯B. 60A	5,130 kWh
富加駐在所	加茂郡富加町滝田 1574-1	従量電灯B 60A	2,290 kWh
下油井駐在所	加茂郡白川町白山 1665-1	従量電灯B 20A	2,820 kWh
坂祝駐在所	加茂郡坂祝町取組 35–1035	従量電灯B 60A	3,110 kWh
上麻生駐在所	加茂郡七宗町上麻生 2500-3	従量電灯B 30A	2,890 kWh

(2) 調達物品等の特質等

入札説明書及び仕様書による。

- (3) 供給期間
  - 令和5年3月の定例検針日から令和6年3月の定例検針日の前日まで
- (4) 供給場所

1の(1)のとおり

- 2 入札参加者の資格に関する事項
- (1) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 岐阜県入札参加資格者名簿(建設工事以外)に登載されている者であること。

- (3) 岐阜県から、岐阜県製造の請負、物件の買入れその他の契約に係る入札参加資格停止措置要領又は岐阜県が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱に基づく入札参加資格停止措置を、競争入札参加資格確認申請期限日から入札の日までの期間内に受けていないこと。又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当しないこと。
- (4) 電気事業法 (昭和 39 年法律第 170 号) 第 2 条の 2 の規定に基づき経済産業大臣に小売電気事業者として登録されていること。
- (5) 本公告に示した物品及び数量を確実に納入し得ること。
- (6) 調達物品に係る迅速なアフターサービス及びメンテナンスの体制が整備されていること。
- 3 入札手続等に関する事項
- (1) 担当部局

〒505-0034 岐阜県美濃加茂市古井町下古井2610

岐阜県加茂警察署会計課

電話 0574-25-0110 (内線 231)

(2) 入札説明書の交付期間及び交付場所

ア 交付期間 令和4年12月22日(木)から令和5年1月23日(月)までの毎日(県の機関の休日を除く。)午前9時から午後5時まで

イ 交付場所

3の(1)に同じ。

(3) 競争入札参加資格の確認

ア 入札参加希望者は、下記期限までに別に定める競争入札参加資格確認申請書を3の (1)まで提出し、競争入札参加資格の確認を受けなければならない。

イ 提出期限 令和5年1月23日(月)午後5時

期限までに競争入札参加資格確認申請書を提出しない者又は競争入札参加資格がないと認められた者は、入札に参加することができない。

ウ 競争入札参加資格の確認結果は、令和5年1月30日(月)までに通知する。

(4) 入札の日時及び場所アーロー 時 今和

ア 日 時 令和5年2月7日(火)午後1時30分

(入札を郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便(以下「郵便等」という。)で行う場合は、令和5年2月6日(月)午後5時までに、3の(1)に必着のこと。)

イ 場 所 岐阜県美濃加茂市古井町下古井2610 岐阜県加茂警察署 3階 大会議室

(5) 開札の日時及び場所

入札終了後直ちに3の(4)のイの場所において行う。

(6) 契約条項を示す場所

3の(1)に同じ。

(7) 入札方法等に関する事項

ア 入札方法

入札は、本人又はその代理人が行うものとする。ただし、代理人が入札する場合には、入札前に委任状を提出するものとする。

また、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額(以下「入札書記載金額」という。)の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 入札保証金及び契約保証金

規則第114条各号に該当するときは、免除する。

ウ 落札者の決定方法

規則第 111 条の規定により定めた予定価格に 110 分の 100 を乗じて得た額の範囲内で、最低の入札書記載金額をもって入札した者を落札者とする。

なお、落札者がいないときは、直ちに再度の入札をすることがある。ただし、入札 者の中に郵便等による入札を行った者がある場合は、この限りではない。

エ 入札の無効

本公告に示した入札に参加する資格のない者及び競争入札参加資格確認において虚偽の申請を行った者のした入札並びに規則第 130 条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

オ 入札又は開札の中止

天災その他やむを得ない理由により入札又は開札を行うことができないときは、これを中止する。この中止による損害は、入札者の負担とする。

カ 落札の無効

落札者は、落札の通知を受けた日から、原則として1週間以内に契約を締結しなければ、その落札は無効とする。

4 その他

(1) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 契約書作成の要否

要

- (3) 電信による入札は、認めない。
- (4) 郵便等による入札を認める。 なお、郵便等により入札書を提出する場合は、入札案件名と入札参加者名を記載した中封筒 に入札書を封かんし、表封筒に入れて郵送等すること。また、郵便等によるときは、一般書留 又は簡易書留によること。
- (5) 談合情報があった場合は、談合の事実の有無にかかわらず、そのすべてを公表することがある。
- (6) 談合情報どおりの開札結果となった場合は、談合の事実の有無にかかわらず、契約の 締結をしないことがある。 なお、この場合は、原則として改めて公告をし、入札を行うものとする。
- (7) 落札者が、岐阜県から、「岐阜県が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱」に基づく入札参加資格停止措置を、入札の日から本契約締結の日までの期間内に受けた時は、当該落札者と契約を締結しないものとする。
- (8) 入札等に関する質疑がある場合には、令和 5 年 1 月 23 日 (月) 午後 5 時までに 3 の (1) へ書面により行うこと。
- (9) 詳細は、入札説明書による。